

国民健康保険の被保険者の皆様へ～新型コロナウイルス感染症関連～

○傷病手当金について

御坊市国民健康保険に加入している方のうち、被用者の方（雇い主から給与の支払いを受けている方）で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため勤務することができず、その期間の給与の全部または一部が支払われない場合、「傷病手当金」を支給します。

「傷病手当金」を受けるためには申請が必要です。

申請を希望する場合は、事前に国保年金課 国民健康保険係に電話でお問い合わせください。

◇対象者 次の①～⑤の条件をすべて満たす方

①御坊市国民健康保険に加入している方

②勤務先から給与の支払いを受けている方

※個人事業主の方は対象となりません。

③新型コロナウイルス感染症（感染疑いを含む）の療養のため仕事ができないこと

④4日以上休んでいること

※療養のために連続して3日間仕事を休んだ後（待機期間）、4日目以降の仕事を休んだ日が支給対象日となります。

⑤休んだ期間について給与等が支払われないこと

※給与等が支払われている場合でも、その金額が傷病手当金より少ないときは、その差額が支給されます。

◇適用期間 令和2年1月1日から令和2年12月31日の間で、療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで）

○国民健康保険税の減免申請について～まだの方はお急ぎください～

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合など一定の基準を満たす世帯は、御坊市国民健康保険税が減免となります。減免を受けるためには、申請が必要です。

◇申請に必要なもの

①印鑑

②収入が減少したことがわかる書類

【事業・農業・不動産収入の方】

令和2年1月から申請日の前月までの売上がわかる帳簿と、申請月から12月までの各月見込額

【給与収入の方】

事業所より交付されている令和2年1月から申請日の前月までの給与明細書と、申請月から12月までの各月見込額

③休業補償による保険金や損害賠償等により補填された方は金額がわかる書類

（ただし、国や市から給付された支援金及び給付金は除く）

◇申請期限 令和3年3月31日

◇対象者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①～③までの全てに該当する世帯
 - ①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年の収入と比べて30%以上減少する見込み
 - ②前年の所得の合計額が1,000万円以下
 - ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

◇対象となる保険税

普通徴収の場合 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

特別徴収の場合 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に特別徴収対象年金給付の支払い日が設定されているもの

詳しくは、国保年金課 国民健康保険係（☎0738-23-5530）に電話でお問い合わせください。